

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、**令和5年度**住民税（均等割）非課税世帯や**令和5年1月以降**に家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- **給付金を受け取るためには、手続きが必要です。**

給付金額

1世帯あたり **3万円**

給付時期

丹波市は令和5年7月下旬から順次給付予定

給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税（均等割）が非課税」
の世帯

令和5年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

丹波市から
『確認書』が届きます

必ず返送してください

※一部申請が必要な場合があります。
丹波市では令和5年6月1日時点で住民登録のある世帯に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年10月31日（火）
（※消印有効）

申請時点で丹波市に住民登録のある世帯なら申請が可能です。

【申請書配布先】

価格高騰重点支援給付金担当窓口

詳しくは裏面「II」へ

給付手続きや給付要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金を受け取るための手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、丹波市から、給付内容や確認事項が書かれた『確認書』が届きます。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入し、丹波市に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか



(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 丹波市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入して、添付書類と一緒に、ご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税（均等割）非課税水準以下であることを指します。ただし、任意の1か月の前後の収入についても確認させていただいて、家計急変かどうか判断させていただくことがあります。また、任意の1か月は世帯員全員で同じ月の設定とし、申請月に近接した月の選定となります。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（丹波市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 丹波市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

丹波市役所 健康福祉部 社会福祉課 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金担当

 **0795-86-7031**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)